

持戒比丘修<sub>ニ</sub>淨行<sub>一</sub>而得<sub>ニ</sub>現奇驗力<sub>一</sub>縁第廿六

大皇后天皇之代、有<sub>ニ</sub>百濟禪師、名曰<sub>ニ</sub>多羅、常住<sub>ニ</sub>高市郡部内法器山寺、勤<sub>ニ</sub>修<sub>ニ</sub>淨行<sub>一</sub>、看<sub>レ</sub>病第一、應<sub>レ</sub>死之人、蒙<sub>レ</sub>驗更蘇、每<sub>レ</sub>呪<sub>ニ</sub>病者<sub>ハ</sub>、而有<sub>ニ</sub>奇異、取<sub>ニ</sub>錫杖<sub>一</sub>上<sub>レ</sub>坂時、立<sub>ニ</sub>錫杖於<sub>ニ</sub>乃修行之功、遠流<sub>ニ</sub>芳名<sub>一</sub>、慈悲之德、長存<sub>ニ</sub>美譽<sub>一</sub>也、

錫杖<sub>一</sub>、而互用三<sub>ニ</sub>物<sub>二</sub>之、不<sub>レ</sub>仆如鑿而樹之、天皇尊重、而常供養、諸人帰仰、而恒恭敬、斯

縁 第二十六

大皇后天皇の代に、百濟禪師有り。名けて多羅と曰ふ。常に高市郡の部内の法器山寺に住み、淨き行を勤修ふ。病を看ること第一にして、應に死なむ人も驗を蒙りて更蘇る。病者を呪するごとに奇異しきこと有り。錫杖を取りて坂を上る時に、錫杖を錫杖の於に立てて、互に一の物を用て仆れず鑿の如くして樹つ。天皇尊重びて常に供養したまふ。諸人帰り仰ぎて恒に恭敬ふ。斯れすなはち修行の功は遠く芳き名を流へ、慈悲の徳は長に美き譽を存す。

第二十六縁 持戒の奇瑞を述べる。

一「持戒比丘」(四分律行事鈔・下ノ二)。本書で日本を舞台とした説話に比丘が登場するのは、本説話以外には下巻二十四縁のみ。下巻二十四縁では諸比丘は「六巻抄」(四分律行事鈔)を読んでいる。戒にかかる。

二「淨行」は、戒を守って生活すること。不淫戒を守ることに限定されない。

三持統天皇。

四未詳。本説話以外に所伝をみない。百濟出身の寺工に太良末太がいる(書紀・崇峻天皇元年条)が、「太良」も本説話の「多羅」も同じ語であろう。地名か。

五奈良県高市郡高取町の觀音院か(攷証)。

六阿婆縛抄・九十五・多羅菩薩の条に、「多羅」の語を、眼、耳、口、度、教、の意とする。本説話の記述には、その解に合致する部分がある。

七手に持つ錫杖の上にもう一本の錫杖を立てる。一種の曲芸。

八底本訓釈「仆<sub>ヘ</sub>大不礼須」。

九底本訓釈「鑿<sub>ヘ</sub>乃未」。

一〇底本訓釈「樹<sub>ヘ</sub>立也」。

1 縁(国)——ナシ

2 名曰(国)——曰名

3 市(国)——市

4 净行(国)——ナシ

5 之(国)——ナシ

6 而有(国)——ナシ

7 錫杖——楊枝

8 坂——枝 9 立(国)——六

10 之(国)——々  
11 慈(国)——ナシ